

平成 29 年 6 月市議会定例会 提出議案

港 湾 空 港 局

議案番号	区分	件 名	要 旨
第 68 号	条例議案	北九州市港湾施設管理条例の一部改正について	港湾施設の管理及び運営に指定管理者制度を導入するにあたり、条件付き公募方式の採用等のため、条例の一部を改めるもの。 ※資料 2 ページ
第 76 号	一般議案	市有地の処分について	小倉北区西港町に所在する市有地を倉庫用地として売り払うもの。 (土地の面積) 1 万 2,206.19 ㎡ (売払い予定金額) 2 億 8,269 万 5,360 円 ※資料 3 ページ
第 77 号		市有地の処分について	若松区響町一丁目及び響町二丁目に所在する市有地を風力発電実証研究施設用地として売り払うもの。 (土地の面積) 1 万 6,823.41 ㎡ (売払い予定金額) 3 億 2,637 万 4,154 円 ※資料 4 ページ
第 78 号		公有水面埋立てに関する意見について	福岡県北九州市小倉南区空港北町 7 番から同県京都郡苅田町空港南町 7 番に至る間の地先公有水面埋立てについて、地元市長の意見を回答するもの。 ※資料 5 ページ

北九州市港湾施設管理条例の一部改正について

1 改正内容と理由

(1) 指定管理者の指定手続きに「条件付き公募」を追加

指定管理者には、港湾施設の性能維持にかかる特殊な技術・ノウハウや、事故災害時に迅速に対応できる体制、また、管理運営にかかる利用者間の調整について、過去からの経緯を熟知した利用者との信頼関係が求められる。

(2) 指定管理者が行う使用許可権限の対象施設を限定

港湾施設については、事業者の利害が伴うことから、使用許可権限は、市に留保することとし、既に指定管理者制度を導入している「旧大連航路上屋」のみに限定する。

2 指定管理者制度の導入概要

(1) 導入時期：平成30年4月1日（予定）

(2) 指定管理期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日（予定）

(3) 対象施設：門司区内に所在する港湾施設

（国有港湾施設、港湾保安施設等を除く）

(4) 対象業務：

①管理運営に関する主な業務

- ・港湾施設の使用許可に関する業務（申請書の受付・使用料の算定・納付書の発送等）
- ・施設の維持管理に関する業務（巡回・警備・清掃・し尿処理・除草剪定等）
- ・利用調整に関する業務（利用者間の調整、要望及び苦情等への対応）

②性能維持に関する主な業務

- ・機械設備の性能維持に関する業務（ガントリークレーン・可動橋等）
- ・電気設備の保守点検に関する業務（受電設備等）

3 スケジュール

平成29年 6月：北九州港港湾施設管理条例の一部改正

7月：指定管理候補者募集

8月：指定管理検討会による指定管理候補者の選定

12月：指定管理者の指定の議決

平成30年 3月：指定管理者との基本協定の締結

4月：指定管理業務開始

市有地の処分について

1 概 要

市有地を倉庫用地として貸し付けている企業に対し、当該市有地を売り払うもの。

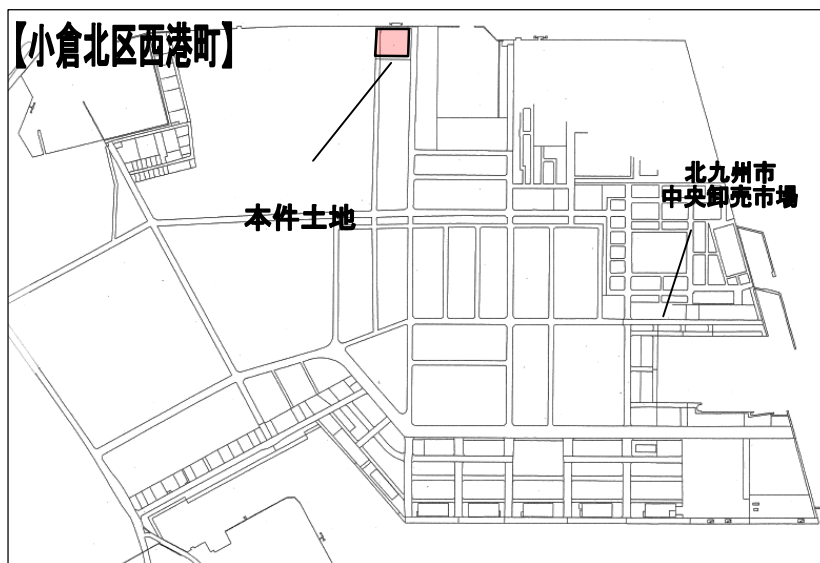
2 処分予定地

- (1) 所在地 … 北九州市小倉北区西港町122番19
- (2) 面積 … 1万2,206.19平方メートル
- (3) 処分予定金額 … 2億8,269万5,360円

3 相手方

- (1) 会社名 … 鶴丸海運株式会社
代表者 代表取締役 鶴丸 俊輔
- (2) 本社所在地 … 北九州市若松区本町一丁目5番11号
- (3) 事業内容 … 海上運送業／船舶代理店業／港湾運送事業／倉庫業

4 処分予定地



市有地の処分について

1 概 要

株式会社北拓の風力発電実証研究施設用地として、市有地を売り払うもの。

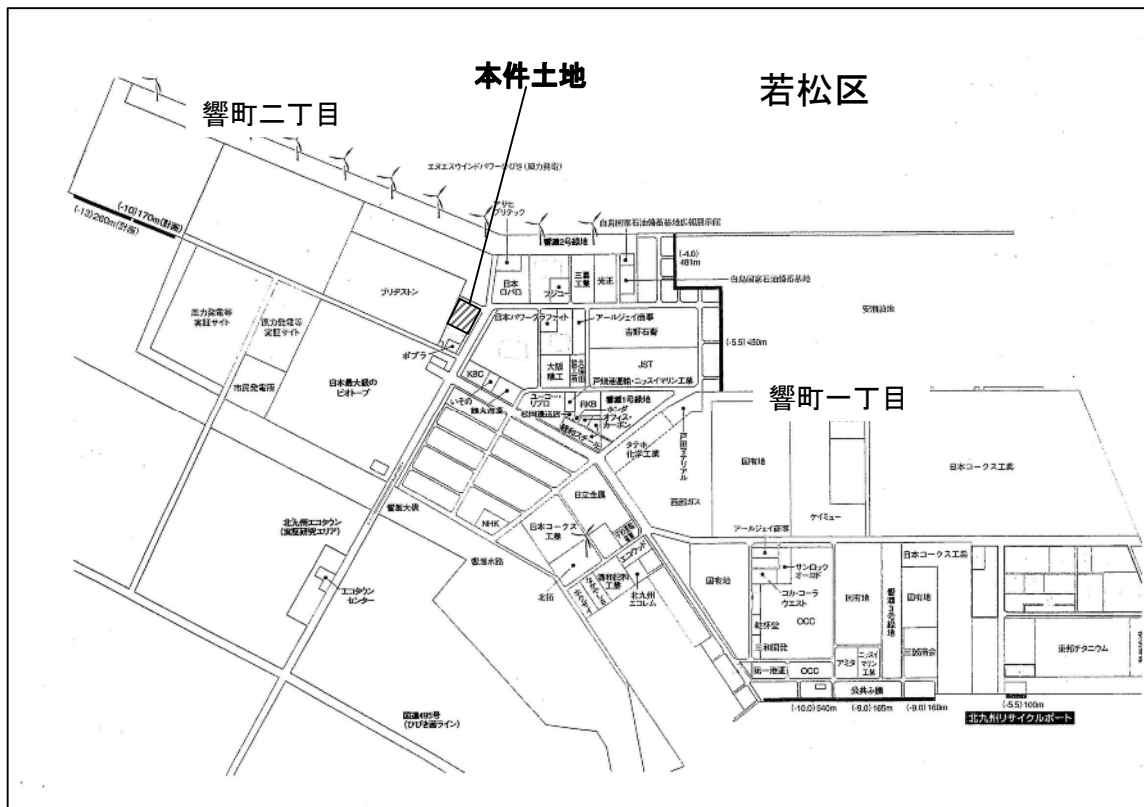
2 処分予定地

- (1) 所在地 … 北九州市若松区響町一丁目122番3及び響町二丁目2番9
- (2) 面積 … 1万6,823.41平方メートル
- (3) 処分予定金額 … 3億2,637万4,154円

3 相手方

- (1) 会社名 株式会社北拓
代表者 代表取締役 吉田 ゆかり
- (2) 本社所在地 北海道旭川市旭神1条5丁目8番16号
- (3) 事業内容 風力発電機器メンテナンス

4 処分予定地



公有水面埋立てに関する意見について 新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）

【処分場の概要】

- 1 現在、国土交通省が浚渫作業を実施している関門航路及び北九州港新門司航路で発生する土砂については、北九州空港西側に隣接する新門司沖土砂処分場（3工区）に処分しているが、平成30年代中頃に容量限界に達する見通しである。また、苅田港本航路においても、現有処分場の容量限界が想定されている。

したがって、これら3航路の浚渫土砂処分場の確保のため、国により、北九州空港の東側地先公有水面において、土砂処分場を整備するための手続きが進められている。

（事業概要）

（ア）出願者	国土交通省九州地方整備局
（イ）埋立区域	北九州空港東側地先公有水面（ <u>約250ha</u> ）
（ウ）事業費	<u>約600億円</u>
（エ）期間	<u>22年間</u>
（オ）埋立地用途	空港関連用地、道路用地、緑地

【地元自治体の意見】

- 2 この度、当該事業の法定手続きの一環として、関係する自治体への意見聴取が求められているため、関係する局、区に対する意見聴取の結果をとりまとめ（反対意見無）、6月議会において、当該事業に関する北九州市としての意見を「異議なし」として上程するもの。

なお、漁業関係者とは、国が事業に先立って同意を得ている。

【凡例】

埋立区域：赤

埋立てに関する工事の施行区域：青

